

第三条 次に掲げる規則の規定中「資本」を「資本金」に改める。

一 政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年香川県規則第八十一号）第二条第二項

二 香川県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年香川県規則第九十六号）第二条第三項第二号及び第四号

（香川県企業誘致条例施行規則の一部改正）

第四条 香川県企業誘致条例施行規則（平成十六年香川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号口中「営業報告書」を「事業報告書」に、「利益金処分計算書又は損失金処理計算書」を「株主資本等変動計算書」に改める。

（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第五条 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第五号中「商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第十条」を「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二百二十三条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

（卸売市場法施行条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の卸売市場法施行条例施行規則第二号様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

（香川県企業誘致条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第四条の規定による改正後の香川県企業誘致条例施行規則第五条第二項第八号口の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

議会告示

香川県議会告示第三号

香川県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月二十八日

香川県議会議長 筒井敏行

香川県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

香川県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年香川県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年五月一日から施行する。

香川県議会告示第四号

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月二十八日

香川県議会議長 筒井敏行

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年香川県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第四号中「商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第十条」を「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二百二十三条」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年五月一日から施行する。

教育委員会規則

香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十八日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二十三号

香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年香川県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第五号中「商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第十条」を「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二百二十三条」に改める。

附則

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

平成十八年四月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています